

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 10 日現在

機関番号：22701

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530564

研究課題名(和文)従業員給付の税務をめぐる実証研究

研究課題名(英文)Empirical Studies in Tax Systems of Employee Benefits

研究代表者

高橋 隆幸(Takahashi, Takayuki)

横浜市立大学・大学院国際マネジメント研究科・准教授

研究者番号：50326071

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文)：我々の研究課題は、「従業員給付の税務をめぐる実証研究」です。特に、確定給付企業年金に着目し、企業の年金拠出と課税状態の関係を分析しました。3年間の研究期間において、その他に3分野の研究を行いました。それぞれ、多国籍企業による国際的所得移転行動、上場不動産投資信託(REIT)の配当政策及び投資口価格、および外国子会社配当益金不算入制度導入の影響について研究しました。研究方法としては、実証的な検証を採用し、租税が納税者の行動に与える影響を分析しました。研究成果としては、雑誌論文5件および学会報告4件があります。

研究成果の概要(英文)：Our research theme is the empirical studies in tax systems of employee benefits. Especially we focused on defined-benefit corporate pension plans. We analyzed the relation between firms' pension contribution and their tax status. For three years of our research period, we also investigated three other research areas, that is, international income shifting in Japanese multinational corporations, tax induced dividend policies and share prices of Japanese real estate investment trusts, and the introduction of tax exempt dividend system on repatriations from foreign subsidiaries. We adopt empirical investigations as our research methodology. We analyze the effects of taxes on taxpayers' activities. We have published five papers in academic journals and had made four presentations at academic conferences.

研究分野：税務会計

キーワード：税務会計 会計学 財務会計 租税法

1. 研究開始当初の背景

我々の研究課題は、「従業員給付の税務をめぐる実証研究(Empirical studies in tax systems of employee benefits)」です。この研究課題を設定した理由(研究開始当初の背景)は、当時のわが国における税務会計分野の実証研究の多くが、企業利益と課税所得の差異であるBTD(Book-Tax Differences)を分析した研究に偏っていると認識していたからです。我々は、平成18年度より共同研究を継続して行っており、税務会計分野における実証研究を試みてきました。そこでは、「役員給与の利益連動給与制度」、「組織再編税制」、「外国子会社配当益金不算入制度」などのさまざまな課税制度を研究対象として、租税が納税者の意思決定に与える影響を分析してきました。今回の共同研究も、その延長として研究を継続することを意図してきました。

今回の3年間の研究期間においては、従業員給付に関する課税の影響の分析として、具体的には確定給付企業年金の採用企業における年金拠出行動に着目した研究を行いました。さらに、前払年金費用計上企業に着目し、その節税効果を分析するとともに、株式市場の反応も分析する研究を行いました。その他に、我が国と外国の法人税の税率差に着目した国際的所得移転行動に関する研究、不動産投資信託(REIT)の利益超過分配に対する課税に着目して、分配政策及び株価(投資口価格)に対する租税の影響を分析した研究、および外国税額控除における間接税額控除の廃止と外国子会社配当益金不算入制度の導入による影響を分析する研究を行いました。

2. 研究の目的

我々の研究目的は、企業経営のさまざまな場面における意思決定での租税の影響を分析するところにあります。税制の影響を分析する研究と、税制改正前後の企業行動の分析から、税制改正の影響を分析する研究も行いました。

具体的には、租税が納税者の意思決定に影響を与えているのかどうか、影響を与えているならばどの程度か、影響を与えていないならばそれはなぜか、を検証することにあります。

3. 研究の方法

我々の研究方法は、租税が納税者の意思決定に与える影響を、ミクロ経済学的手法を利用しながら実証的に検証する方法によっています。この研究方法は、我が国における租税研究においては未

だに少数派ではありますが、アメリカにおける税務会計分野の学会誌(The Journal of the American Taxation Association)においては、主流となっている研究手法であると考えています。

具体的には、税制を含む諸制度を解明した上で、主に外国文献による先行研究を調査・参考にし、税制に関する仮説を設定し、実証モデルを作って、統計的に検証し、結果の解釈をすることになります。研究の対象としては、我が国の企業の行動を検証するのですが、我が国では、アメリカのように企業の納税申告書のデータを研究者が研究のために利用することができないため、一般に公表されているデータベースを利用することになります。ただし、今回はテーマによっては、経済産業省大臣官房調査統計グループ企業調査室より「海外事業基本調査」の調査票情報の提供を受けています。記して感謝申し上げます。また、もちろん企業が意思決定の際に考慮するであろう租税要因以外の税外要素もモデルに含んで検証を行っています。

4. 研究成果

確定給付企業年金採用企業における年金拠出行動に関する研究では、論文1件と学会報告2件の研究成果があります。確定拠出企業年金については、内国法人が各事業年度において、その掛金等の年金拠出をした場合には、その支出した金額は、その支出事業年度の所得の金額の計算上損金に算入する規定があります(法令135)。つまり、確定給付企業年金の年金拠出は、課税所得の算定において、拠出額の拠出事業年度での即時損金算入を認めており、いわば現金基準による損金算入規定を設けています。そのため、従業員の勤務の事実とは無関係に、将来の勤務費用である前払年金費用部分までもが、年金拠出事業年度の損金となってしまいます。法人税における費用項目の帰属年度を決定する認識基準の原則は債務確定基準であることに鑑みると、この規定は優遇規定であり、この規定により、節税の機会を用意することで、企業の年金拠出を政策的に支援しているといえます。

論文・学会報告「確定給付企業年金の節税効果と企業の年金拠出行動 - 限界税率を用いた検証 -」においては、税負担の重い企業ほど年金積立を積極的に行うと予想し、企業の課税状態と年金資産積立状況の関係を分析しました。分析対象は、2011年3月期の東証一部上場企業(金融業を除く)で、確定給付企業年金を採用している企業です。企業の課税状態として限界税率を推定し、限界税率と

年金資産変化額を回帰分析したところ、限界税率が高い企業ほど年金積立を行っていることを明らかにしました。

研究会報告「前払年金費用積立の決定要因と企業価値」においては、企業の課税状態と年金資産積立状況の分析に当たって、前払年金費用の積立に着目しています。前払年金費用の計上は、年金資産が退職給付債務を超えている状態を意味しており、企業が年金資産を過大に積み立てていることを意味しています。2013年3月期の東証一部上場企業(金融業を除く)で、確定給付企業年金採用企業を対象に、過去10年間の繰越欠損金の計上状況と前払年金費用計上の有無の関係を回帰分析したところ、税務上の繰越欠損金のない企業ほど年金積立を行っており、年金費用の前払を行っていることを明らかにしました。さらに、株式時価総額との関係を回帰分析したところ、前払年金費用の計上は、株価(企業価値)にプラスの影響を与えていることを明らかにしました。

国際的所得移転行動に関する研究では、論文2件と学会報告1件の研究成果があります。論文「国家間の税率差と企業行動 - 外国子会社の財務データを用いた検証 -」においては、法人所得税率は国家によって異なるため、複数の国又は地域で事業活動を行う多国籍企業は、税率の低い国又は地域に所在する外国子会社に所得を移転していると予想し、経済産業省による「平成23年海外事業活動基本調査」の調査票情報の外国子会社データを用いて回帰分析しました。分析の結果、実効税率が低い外国子会社ほど、収益性が高く、内部取引割合が高いことを発見しました。このことから、我が国の多国籍企業グループの所得は、低税率国の外国子会社に移転されており、企業グループ内取引(親子間取引)がその所得移転の手段であることを明らかにしました。

論文・学会報告「国際的所得移転行動の実証分析」においては、連結データを用いた分析と外国子会社データを用いた分析の二つの分析を行いました。連結データを用いた分析では、企業グループ内取引の割合が高い企業及び外国事業を広く展開している企業は、企業グループ全体の税負担が低いと予想し、2010年3月期の東証一部上場企業(金融業を除く)を対象に、連結財務諸表の所在地別セグメント情報を用いて回帰分析したところ、予想通りの分析結果が得られました。外国子会社データを用いた分析では、経済産業省による「平成23年海外事業活動基本調査」の調査票情報の外国子会社データを用いて、外国子会社に

ついて実効税率のほかには所在地国の法定税率を用いて回帰分析したところ、前掲論文の結果を補強する結果が得られています。

不動産投資信託(REIT)に関する研究では、論文1件と学会報告1件の研究成果があります。日本では投資主に対する利益を超える金銭の分配(利益超過分配)は、みなし配当およびみなし譲渡の収入金額として課税の対象となるため、これまでJ-REITは利益超過分配を行ってきませんでした。一方で、アメリカの税制では、利益超過分配は資本の払い戻しとされ、分配時には課税されないため、US-REITは配当平準化目的で利益超過分配を行っています。アメリカの先行研究によれば、投資不動産の含み益が大きいUS-REITは、時価に比べて簿価が低いいため、簿価ベースの減価償却費も少なく計上され、家賃収入に占める利益が多く計算され、投資家の課税にとって有利な利益超過分配が少なくなってしまうことから、含み益がUS-REITの株式時価総額にマイナスに影響することが報告されています。

論文・学会報告「不動産投資信託(REIT)の投資口価格及び分配政策に課税が与える影響」においては、2012年12月末時点で東京証券取引所に上場する不動産投資法人の投資口価格を用いて、課税および分配政策が時価総額に与える影響を分析しました。具体的には、J-REITの場合は利益超過分配が行われず、利益の範囲内で金銭の分配が行われるため、投資不動産の含み益は減価償却費の関係で利益が多く計算されるため、投資主にとっては金銭の分配の増加につながることで、投資口時価総額にプラスに影響すると予想して回帰分析したところ、予想通りの分析結果が得られています。日本では投資不動産の含み益が、J-REITの時価総額にプラスの影響を与えており、アメリカのマイナス影響とは逆の分析結果ですが、両国の税制の相違およびREITの分配政策の相違から合理的に説明できることを明らかにしました。

外国子会社配当益金不算入制度に関する研究では、論文1件の研究成果があります。平成21年度税制改正以前は、本国である日本の法人税率が外国子会社の所在地国の税率を上回っている場合には、外国子会社の利益を配当として我が国の親会社に還流すると、その税率差の部分が日本で追加的に課税されており、還流税と呼ばれていました。そのため、外国子会社が稼得した利益が、本国に還流されずに、外国子会社に留保さ

れ、あるいは国外で再投資されているとして、平成 21 年度改正によって外国子会社配当益金不算入制度が導入されて、還流税負担がなくなりました。論文「外国子会社配当益金不算入制度が企業の本国還流政策に与える影響」では、経済産業省による「平成 20 年海外事業活動基本調査」(改正前)と「平成 25 年海外事業活動基本調査」(改正後)の調査票情報を用いて、我が国親会社及び外国子会社の実効税率と還流額の関係を分析しました。我が国親会社の実効税率を用いた分析では、税制改正前は我が国親会社の実効税率が低いほど本国還流を行っていたが、改正後には実効税率が還流政策に影響を与えなくなると予想し回帰分析したところ、予想通りの結果が得られました。しかし、外国子会社の実効税率を用いた分析では、税制改正前は我が国の多国籍企業は実効税率が高い外国子会社から利益還流を受けていたが、改正後には実効税率が還流政策に影響を与えなくなると予想して回帰分析しましたが、予想とは異なる分析結果となりました。この研究は、いまだに途中であり、来年度以降も引き続き研究を継続させたいと考えています。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 5 件)

高橋隆幸・野間幹晴・菅大樹「国際的所得移転行動の実証分析」『会計』査読無、第 187 巻第 6 号、2015 年 6 月、100-112 頁。

高橋隆幸・酒井直貴「外国子会社配当益金不算入制度が企業の本国還流政策に与える影響」『横浜市立大学論叢・社会科学系列』査読無、第 66 巻第 1 号、2015 年 3 月、17-31 頁。

高橋隆幸・野間幹晴「確定給付企業年金の節税効果と企業の年金拠出行動 - 限界税率を用いた検証 - 」『会計』査読無、第 186 巻第 2 号、2014 年 8 月、43-56 頁。

高橋隆幸・野間幹晴・山田真弘「不動産投資信託 (REIT) の投資口価格及び分配政策に課税が与える影響」『税務会計研究』査読無、第 25 号、2014 年 7 月、225-231 頁。

高橋隆幸・菅大樹「国家間の税率差と企業行動 - 外国子会社の財務データを用いた検証 - 」『横浜市立大学論叢・社会科学系列』査読無、第 64 巻第 1 号、2013 年 3 月、45-58 頁。

〔学会発表等〕(計 4 件)

高橋隆幸・野間幹晴「前払年金費用積立の決定要因と企業価値」税務行動研究会、

2015 年 2 月 20 日、大阪学院大学。
高橋隆幸・野間幹晴・菅大樹「国際的所得移転行動の実証分析」日本会計研究学会・第 73 回大会、2014 年 9 月 6 日、横浜国立大学。

高橋隆幸・野間幹晴・山田真弘「不動産投資信託 (REIT) の投資口価格及び分配政策に課税が与える影響」税務会計研究学会・第 25 回大会、2013 年 10 月 27 日、札幌学院大学。

高橋隆幸・野間幹晴「確定給付企業年金の節税効果と企業の年金拠出行動 - 限界税率を用いた検証 - 」日本会計研究学会・第 72 回大会、2013 年 9 月 6 日、中部大学。

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕
出願状況 (計 0 件)
取得状況 (計 0 件)

〔その他〕
ホームページ等
該当ありません。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高橋 隆幸 (TAKAHASHI, Takayuki)
横浜市立大学・大学院国際マネジメント研究科・准教授
研究者番号： 50326071

(2) 研究分担者

野間 幹晴 (Noma, Mikiharu)
一橋大学・大学院国際企業戦略研究科・准教授
研究者番号： 80347286